

選定要領

(市有地を活用した特別養護老人ホーム等(広域型及び地域密着型)施設整備・運営事業者の募集)

1 選定方法について

適正な参加申請のあった者(以下「参加者」という。)について、高齢者保健福祉施設整備事業者選定会において、プレゼンテーションによって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、整備・運営事業者を選定する。

(1) プレゼンテーション日時

2021年11月18日(木)

- ・日程を変更する場合は速やかに連絡する。
- ・時間については参加申請書等の受付終了日以後に指定する。
- ・指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とする。

(2) 会場

明石市役所本庁舎 8階 806CD会議室

(3) 参加者

以下の人の参加を必須とし、1事業者あたり5人までの参加とする。

- ・法人代表者もしくはそれに準ずる方
- ・配置予定業務責任者
- ・設計担当者

(4) 審査対象となる書類

提出いただいたプレゼンテーション資料(採点表(審査基準)に基づいた提案資料)を審査対象とする。

(5) 審査する内容

「(4)審査対象となる書類」で示す内容及びその内容に対する質疑応答などから総合的に審査する(別添「採点表(審査基準)」参照)。

なお、プレゼンテーションにあたっては、以下の点についての説明は必須とする。

- 人材育成の取組計画の概要
- 利用者の権利擁護の取り組み内容(虐待予防の取り組み、苦情対応、利用者・親族等の理解の促進、第三者評価の推進など)

(6) プレゼンテーション

- ・配置予定業務責任者が行うことを原則とする。
- ・1者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安
 - 企画提案書等の説明 25分
 - 質疑応答 15分 合計40分とする。
- ・実施に当たってはパソコン等の機器を使用しても構わない。ただし、パソコン、スクリーン及びプロジェクター等の機器は参加者において用意すること。

(7) 審査の方法

- ① 選定会委員が採点表(審査基準)をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を整備・運営事業者として選定する。
- ② 最高得点者が複数ある場合は、採点表(審査基準)の項目「業務内容及び企画提案」の得点が最も高い者を整備・運営事業者として選定する。
- ③ それも同点の場合は、くじにより整備・運営事業者として選定する。

※なお、基準点(審査員数×一人当たり総得点数×1/2)未満の参加者は参加申込みを失格とする。

(8) 選定結果の通知

- ・2021年11月30日(火)に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。